

令和5年度第2期越谷市省エネ家電買換促進補助金交付要領

令和5年（2023年）12月22日市長決裁

（趣旨）

第1条 この要領は、令和5年度越谷市一般会計補正予算（第7号）により実施する越谷市省エネ家電買換促進補助金（以下「令和5年度第2期省エネ家電買換促進補助金」という。）の交付に関し、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成8年規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において「省エネ家電」とは、越谷市省エネ家電買換促進補助金交付要綱（令和4年告示第508号。以下「要綱」という。）第2条に規定する省エネ家電をいう。

（補助対象機器）

第3条 補助の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、要綱第3条に規定する補助対象機器とする。

（補助対象者等）

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、自らが居住する市内の既存の一戸建て住宅（併用住宅及び兼用住宅の居住の用に供する部分を含む。）又は共同住宅（以下「居住既存住宅等」という。）に設置している既設の要綱第2条各号に掲げる家庭電気製品（以下「既設機器」という。）に代わるものとして、買換えにより、当該居住既存住宅等に補助対象機器を設置する者で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者であること。
- (2) 令和5年8月15日から令和6年3月8日までの間に、補助対象機器の購入及び設置に係る契約の締結、当該契約に基づく費用の支払い

並びに補助対象機器の居住既存住宅等への設置（以下「購入等の手続き」という。）をする者であること。

(3) 市税等（市民税及び県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税並びに国民健康保険税をいう。）の滞納がないこと。

2 令和5年度第2期省エネ家電買換促進補助金の交付は、補助対象者の属する世帯ごとに1回限りとし、要綱第2条各号に掲げるいずれかの家庭電気製品について行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、令和5年度において要綱に基づく省エネ家電買換促進補助金の交付を受けている世帯に属する者については、補助対象者としなない。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、要綱第5条に規定する経費とする。

（令和5年度第2期省エネ家電買換促進補助金の額）

第6条 令和5年度第2期省エネ家電買換促進補助金の額は、補助対象経費の額に100分の50を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、50,000円（市内に本店登記を有する法人又は市内に住所及び店舗等を有する個人事業者から補助対象機器を購入する場合にあっては、90,000円）を限度とする。

（令和5年度第2期省エネ家電買換促進補助金の交付申請）

第7条 令和5年度第2期省エネ家電買換促進補助金の交付を受けようとする者は、令和6年1月15日から同年3月8日までの間に交付申請を行わなければならない。

2 市長は、前項に規定する交付申請の期間内における令和5年度第2期省エネ家電買換促進補助金の交付申請の総額が令和5年度の予算の範囲を超えるときは、当該予算の範囲を超える日をもって、令和5年度第2

期省エネ家電買換促進補助金の交付申請の受付を終了するものとする。
この場合において、当該予算の範囲を超える日に複数の交付申請があったときは、当該交付申請を行った者について抽選を行い、予算の範囲内において受け付ける交付申請を決定するものとする。

(申請書の様式等)

第8条 規則第5条第1項の申請書の様式は、第1号様式のとおりとする。

2 規則第5条第1項第2号に掲げる事項は、記載することを要しない。

3 規則第5条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。

4 規則第5条第2項第4号の市長が必要と認める事項を記載した書類は、次に掲げる交付申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

(1) 購入等の手続きを行う前に交付申請を行う場合 次に掲げる書類

ア 補助対象機器の購入及び設置（以下「購入等」という。）に係る経費の内訳が分かる見積書の写し

イ 既設機器の設置の状況が分かる写真

ウ 委任状（代理人による申請の場合に限る。）

エ その他市長が必要と認める書類

(2) 購入等の手続きを行った後に交付申請を行う場合 次に掲げる書類

ア 補助対象機器の購入等に係る領収書の写し及び購入等に係る経費の内訳が分かる書類

イ メーカー等が発行した補助対象機器の保証書の写し

ウ 既設機器の設置の状況が分かる写真又は家電リサイクル券（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第43条第1項に規定する特定家庭用機器廃棄物管理票をいう。）の排出者控えの写し

エ 補助対象機器の設置の状況が分かる写真

オ 委任状（代理人による申請の場合に限る。）

カ その他市長が必要と認める書類

（令和5年度第2期省エネ家電買換促進補助金の交付決定）

第9条 市長は、規則第5条第1項の申請書が提出されたときは、補助金の交付又は不交付を決定し、越谷市省エネ家電買換促進補助金（交付・不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（計画の変更又は中止）

第10条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）のうち第8条第4項第1号に掲げる交付申請の区分により交付申請を行った者（以下「購入等前交付申請者」という。）は、当該交付決定に係る補助対象機器の購入等の計画（以下「計画」という。）の内容を変更し、又は当該計画を中止しようとするときは、越谷市省エネ家電買換促進補助金計画変更等承認申請書（第3号様式）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、購入等前交付申請者である交付決定者は、交付決定を受けた補助金交付額の増額を要することとなる計画の内容の変更については、申請することができないものとする。

（変更又は中止の承認）

第11条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、変更又は中止を承認するか否かを決定し、越谷市省エネ家電買換促進補助金計画変更等（承認・不承認）通知書（第4号様式）により交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により変更を承認するときは、必要に応じて交付決定の内容を変更し、及び条件を付することができる。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、交付決定者が第4条第1項に規定する要件を満たさなくなったときは、第9条の規定による交付決定を取り消すことができる。

(報告書の様式等)

第13条 規則第15条第1項の報告書の様式は、第5号様式のとおりとし、交付決定者は、補助対象機器の購入等の完了後、第9条の規定による交付決定の日の属する年度の3月15日までに提出するものとする。

2 規則第15条第1項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象機器の購入等に係る領収書の写し及び購入等に係る経費の内訳が分かる書類
- (2) メーカー等が発行した補助対象機器の保証書の写し
- (3) 補助対象機器の設置の状況が分かる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、交付決定者のうち第8条第4項第2号に掲げる交付申請の区分により交付申請を行った者（以下「購入等後交付申請者」という。）については、規則第15条第2項の規定により、同条第1項に規定する報告は要しないものとする。

(令和5年度第2期省エネ家電買換促進補助金の額の確定通知)

第14条 規則第16条第1項の規定による補助金の額の確定通知は、第6号様式により行うものとする。

(請求書の様式等)

第15条 規則第18条第2項の請求書（次項において「請求書」という。）の様式は、第7号様式のとおりとする。

2 交付決定者は、次に掲げる交付申請者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知を受けた後、速やかに、請求書を市長に提出しなければならない。

- (1) 購入等前交付申請者 規則第16条第1項の規定による補助金の額の確定通知
- (2) 購入等後交付申請者 規則第9条の規定による交付決定の通知

(財産処分の制限)

第16条 規則第21条ただし書の規定の適用については、要綱第16条の定めるところによるものとする。

(状況報告等)

第17条 市長は、令和5年度第2期省エネ家電買換促進補助金の交付を受けて補助対象機器を設置した者に対し、必要に応じて設置状況の報告その他の協力を求めることができる。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか令和5年度第2期省エネ家電買換促進補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、市長決裁の日から施行する。

越谷市省エネ家電買換促進補助金交付申請書

越谷市長 宛

申請者 住 所
氏 名
電 話

越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助対象機器の購入等の内容(計画)

(1) 補助対象機器

メーカー名		製品愛称	
機種名(型番)		多段階評価点	

(2) 購入(予定)店舗等

名 称	
住 所	

(3) 設置場所・設置(予定)日

郵便番号・住所	越谷市
設置(予定)日	年 月 日 / 未定

2 交付申請額

補助対象経費(購入費用)		円
補助対象経費×50/100(千円未満切り捨て)		円
市内法人・事業者該当	あり / なし	
交付申請額	9万円 / 5万円 / _____	000円

3 誓約・同意事項（□に『レ』を入れてください。）

- 市税等について滞納がないことを誓約するとともに、納付状況について調査を行うことに同意します。
- 補助対象機器について、国、地方公共団体等の公的機関が行う他の補助制度の対象となっている機器ではないことを誓約します。

4 添付書類

(1) 購入等の手続きを行う前に交付申請を行う場合

- ア 補助対象機器の購入等に係る経費の内訳が分かる見積書の写し
- イ 既設機器の設置の状況が分かる写真
- ウ 委任状（代理人による申請の場合に限る。）
- エ その他市長が必要と認める書類

(2) 購入等の手続きを行った後に交付申請を行う場合

- ア 補助対象機器の購入等に係る領収書の写し及び購入等に係る経費の内訳が分かる書類
- イ メーカー等が発行した補助対象機器の保証書の写し
- ウ 既設機器の設置の状況が分かる写真又は家電リサイクル券の排出者控えの写し
- エ 補助対象機器の設置の状況が分かる写真
- オ 委任状（代理人による申請の場合に限る。）
- カ その他市長が必要と認める書類

越谷市省エネ家電買換促進補助金（交付・不交付）決定通知書

様

越谷市長

印

年 月 日付けで申請のあった越谷市省エネ家電買換促進補助金について、令和5年度第2期越谷市省エネ家電買換促進補助金交付要領第9条の規定により次のとおり決定したので通知します。

補助金を次のとおり交付する。

補助金交付決定番号	
補助金交付決定額	金 円

※購入等の手続きを行う前に交付申請を行った場合の補助金交付額は、越谷市省エネ家電買換促進補助金実績報告書による実績報告がなされた後に確定します。

1 補助対象機器の購入等の内容(計画)

(1) 補助対象機器

メーカー名	製品愛称	機種名(型番)	多段階評価点

(2) 設置場所 越谷市

2 購入等の手続きを行う前に交付申請を行った場合における交付の条件

(1) 次の場合には、市長の承認を受けること。

ア 計画の内容を変更する場合

イ 計画を中止する場合

(2) 令和6年3月8日までに補助対象機器の購入及び設置に係る契約の締結、当該契約に基づく費用の支払い並びに補助対象機器の居住既存住宅等への設置を完了するとともに、同年3月15日までに越谷市省エネ家電買換促進補助金実績報告書（第5号様式）に関係書類を添付して報告すること。

補助金を交付しない。

理由	
----	--

越谷市省エネ家電買換促進補助金計画変更等承認申請書

越谷市長 宛

申請者 住 所
氏 名
電 話

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた越谷市省エネ家電買換促進補助金について、補助対象機器の購入等の計画内容を変更し、又は計画を中止したいので、令和5年度第2期越谷市省エネ家電買換促進補助金交付要領第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

計画内容の変更

- 1 補助金交付決定番号 _____
- 2 補助対象機器の設置場所 越谷市
- 3 変更内容（具体的に記入してください。）

変 更 内 容	
変 更 理 由	

※変更に係る見積書又は契約書の写しを添付してください。

計画の中止

- 1 補助金交付決定番号 _____
- 2 補助対象機器の設置場所 越谷市
- 3 中 止 の 理 由 _____

越谷市省エネ家電買換促進補助金計画変更等（承認・不承認）通知書

様

越谷市長

印

年 月 日付けで申請のあった越谷市省エネ家電買換促進補助金の計画内容の変更又は計画の中止について、令和5年度第2期越谷市省エネ家電買換促進補助金交付要領第11条第1項の規定により次のとおり決定したので通知します。

- 計画内容の変更又は計画の中止を承認する。

内 容	
条 件	
そ の 他	

- 計画内容の変更又は計画の中止を承認しない。

理 由	
-----	--

第5号様式（第13条関係）

年 月 日

越谷市省エネ家電買換促進補助金実績報告書

越谷市長 宛

報告者 住 所
氏 名
電 話

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた越谷市省エネ家電買換促進補助金に係る補助対象機器の購入等が完了したので、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第15条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 報告事項

交付決定番号				
補助対象機器	メーカー名	製品愛称	機種名(型番)	多段階評価点
購入等店舗等	名称			
	住所	越谷市		
設置場所	越谷市			
設置日	年 月 日			
補助対象経費（購入費用）			円	

2 添付書類

- (1) 補助対象機器の購入等に係る領収書の写し及び購入等に係る経費の内訳が分かる書類
- (2) メーカー等が発行した補助対象機器の保証書の写し
- (3) 補助対象機器の設置の状態が分かる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

第 6 号様式（第 1 4 条関係）

第 号
年 月 日

越谷市省エネ家電買換促進補助金交付額確定通知書

様

越谷市長

印

年 月 日付け 第 号で交付決定した越谷市省エネ
家電買換促進補助金については、年 月 日付けで提出のあった
実績報告書に基づき、次のとおりその額を確定したので、越谷市補助金等の交
付手続き等に関する規則第 1 6 条第 1 項の規定により通知します。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付確定額 金 円

越谷市省エネ家電買換促進補助金交付請求書

越谷市長 宛

請求者 住 所
氏 名
電 話

年 月 日付け 第 号で(交付決定・補助金額確定)を受けた越谷市省エネ家電買換促進補助金について、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第18条第2項の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合	本店 支店 出張所
預金種類	普通 ・ 当座 ・ その他 ()	
口座番号		
口座 名義 人	フリガナ	
	氏 名	

年 月 日

越谷市省エネ家電買換促進補助金に係る財産処分承認申請書

越谷市長 宛

申請者 住 所
氏 名
電 話

越谷市省エネ家電買換促進補助金により取得した補助対象機器を、下記のとおり処分したいので、令和 5 年度第 2 期越谷市省エネ家電買換促進補助金交付要領第 1 6 条においてその定めるところによるものとされた越谷市省エネ家電買換促進補助金交付要綱第 1 6 条第 2 項の規定により申請します。

記

補助金交付決定番号	
処 分 の 方 法	
処 分 の 時 期	
処 分 の 理 由	